

山形市簡易Ⅱ型総合評価落札方式における事後審査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、この市が発注する建設工事に係る簡易Ⅱ型総合評価落札方式による入札において、その開札後に優位の入札参加者に対して行う技術資料の審査（以下「事後審査」という。）において適格と認められる場合に当該入札参加者を落札者とする入札方式（以下「事後審査方式」という。）の実施に関し、山形市総合評価一般競争入札実施要領（平成20年1月4日施行）第16条の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 事後審査方式の対象となる工事は、総合評価落札方式簡易Ⅱ型の工事（事後審査方式により実施することが適切でないと市長が認める工事を除く。）とする。

(自己評価申請書の提出)

第3条 事後審査方式による入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、自身の技術資料について、入札公告及び入札説明書をもとに、評価項目、評価基準等を十分に確認した上で、自ら評価した加算点（以下「自己評価点」という。）を算出し、技術資料に係る当該自己評価点を技術資料に係る自己評価申請書（別記様式第1号）に記入し、入札公告に定めるところにより、これを市長に提出するものとする。

2 入札参加者は、自己評価点が開札後に行う入札参加者の審査順を決定する際に用いられ、また、事後審査を行う際には加算点の上限値となることを留意の上、適正かつ誠実に算出しなければならない。

3 自己評価申請書を提出しない入札参加者及び自己評価申請書にあらかじめ記載された最大評価点を超える自己評価点を記載した入札参加者は、当該入札の参加資格を失うものとする。

(入札参加者の資格)

第4条 総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 山形市契約規則（昭和39年規則第18号。以下「規則」という。）第25条第2項の規定により、競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 発注工事の工種に係る建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を受けていること。
- (4) 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の期間中でないこと。
- (5) 山形市工事請負業者指名停止要綱（平成7年4月1日施行）に基づく指名停止の期間中でないこと。
- (6) 山形市内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有していること。
- (7) 規則別記建設工事請負契約約款第49条第11号の規定に該当しないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続（同法に基づく更生計画の認可の決定後である場合を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（同法に基づく再生計画の認可の決定後である場合を除く。）中のものでないこと。

(9) 電子入札システム（規則第17条第3号に規定する電子入札システムをいう。以下同じ。）による入札を行う案件（以下「電子入札案件」という。）の場合にあっては、山形市電子入札運用基準（平成22年4月1日施行。以下「運用基準」という。）第4条第1項の規定に基づき電子入札システムによる利用者登録を行っている者又は運用基準第6条に規定する紙入札参加者であること。

(10) 土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事にあつては、それぞれの工事ごとに定める等級（工事の請負に係る指名競争入札参加者の等級別格付に関する規程（昭和53年市告示第35号）第4条に定める等級をいう。）に格付されていること。

（入札参加資格の確認）

第5条 入札参加資格の確認は、規則第25条第2項の規定により競争入札参加資格者名簿に記載された者について、市長が、その者が前条に定める事項を満たしているものと見込んで行うものとする。

2 総合評価一般競争入札の電子入札案件に参加しようとする者は、規則第19条第2項の規定に基づく申請を市長に行い、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

3 市長は、前項の申請があつたときは、入札参加資格の有無について確認を行い、その結果を当該申請を行った者に通知するものとする。この場合において、入札参加資格がないと認める者に対しては、その理由を付して通知しなければならない。

（落札候補者の決定）

第6条 入札を執行する者（以下「入札執行者」という。）は、予定価格の範囲内で入札した者のうち、入札価格と自己評価点により算定される評価値の最も高い者（評価値が最も高い者が2者以上である場合にあっては、その複数の者）を落札候補者として決定する。

2 入札執行者は、落札候補者の決定をしたときは、当該落札候補者の技術資料の審査を行う。

（技術資料の審査）

第7条 技術資料の審査は、記載事項の確認、並びに評価項目及び評価基準との照合をすることにより行うものとする。

2 前項の審査の結果、自己評価点よりも実際の評価点が高い場合は自己評価点の点数により、自己評価点よりも実際の評価点が高い場合は実際の評価点の点数により評価値を算定するものとする。

3 第1項の審査の結果、評価値の第1位の者に変動が生じた場合は、変動後の評価値の最も高い者について同項の審査を行い、評価値の第1位の者が決定するまで、同項の審査を繰り返すものとする。

4 第1項の審査において、技術資料に記載された配置技術者が入札公告に示す要件を満たさないことが確認されたときは、当該落札候補者のした入札を無効とし、第3項の規定を準用する。

5 市長は、第1項の審査において疑義が生じた場合は、山形市工事指名競争入札参加者審査委員会規程（昭和43年市訓令第7号）第2条第2項に規定する指名審査会（以下「審査会」という。）に諮り、当該審査会で技術資料の審査を行うものとする。

（落札者の決定）

第8条 前条の規定により、落札候補者が評価値の最も高い者であることが確認されたときは、当

該落札候補者を落札者として決定するものとする。ただし、それらの確認がなされた落札候補者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

- 2 落札者の決定は、開札日から起算して原則として4日（市の休日（山形市の休日を定める条例（平成元年市条例第28号）第1条第1項に規定する日をいう。以下同じ。）を除く。）以内に行うものとする。

（技術資料の審査結果に係る説明要求）

第9条 第7条第1項の規定による技術資料の審査を受けた入札参加者で、自身の自己評価点が入札結果に示された加算点と相違があったものは、落札者の決定の日から起算して4日（市の休日を除く。）以内にその理由の説明を市長に求めることができるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により説明を求められたときは、当該説明の要求があった日の翌日から起算して3日（市の休日を除く。）以内に技術資料審査結果に係る説明書（別記様式第2号）により回答するものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、事後審査方式の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

（宛先）山形市長

工事名

住所
 商号又は名称
 代表者氏名
 連絡者
 氏名
 電話番号

技術資料に係る自己評価申請書

[二重線の枠内を記入すること。]

評価項目	企業の施工実績		技術者の能力			地域貢献度				合計
	（過去15年間） 類似工事の有無 施工実績（同種・ 類似工事）の有無	工事成績評定 （過去5年間）	（過去15年間） 類似工事 施工経験（同種・ 類似工事）	工事成績評定 （過去5年間）	（過去4年間） 秀技術者表彰受賞 歴（特別賞を除く）の有無	無 援協定の締結の有	山形市との災害応 主登録の有無	更生保護協力雇用	事業所認定の有無	
最大評価点	2	3	2	3	1	0.5	0.5	0.5	0.5	13
自己評価点										
対応する技術資料	様式第7号		様式第6号			様式第8号				
発注者チェック欄										

（備考）

・自己評価点は、入札公告及び入札説明書の評価項目及び評価基準等を十分確認の上、遺漏のないよう留意し記載すること。

商号又は名称

代表者氏名 様

山形市長

技術資料審査結果に係る説明書

説明の要求がありました山形市簡易Ⅱ型総合評価落札方式（事後審査方式）における自己評価点と入札結果に示された加算点との相違に係る審査内容は次のとおりです。

工事名				
評価項目		自己評価点	加算点	審査内容
企業の施工実績	施工実績の有無			
	工事成績評定			
技術者の能力	施工経験の有無			
	工事成績評定			
	山形市建設工事優秀技術者表彰受賞歴の有無			
地域貢献度	山形市との災害応援協定の締結の有無			
	更生保護協力雇用主登録の有無			
	山形市消防団協力事業所認定の有無			
	市道等除雪業務委託契約実績の有無			